

# 第11回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月20日（木）午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員	農業委員	農地利用最適化推進委員
	1番 小林 広美	金田 正
	3番 酒井 和夫	佐藤 一典
	4番 黒崎 浩	岩崎 進
	5番 黒崎 陽子	直井 純一
	7番 岩村 隆	小林 康男
	8番 小林 芳晴	酒井 紀之
	9番 阿久津 信市	黒崎 文雄
	11番 黒崎 俊行	

4. 欠席農業委員  
2番 大根田 源一  
6番 綱川 祥史  
10番 小林 峰子

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汝里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

- 議案第43号 農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について
- 議案第44号 農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について
- 議案第45号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
- 議案第46号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
- 議案第47号 農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について
- 議案第48号 非農地証明願に対する証明の可否について
- 議案第49号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
- 報告第11号 農地法第18条の解約通知について

## 令和7年第11回農業委員会 総会

### ○開会

議長

ただ今から、令和7年第11回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。  
芳賀町農業委員会会議規則第4条の規定により2番 大根田 源一委員、6番 綱川 祥史委員、10番 小林 峰子委員から欠席届が出ておりますので、ただ今の出席委員は8人であります。  
定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。  
議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、7番 岩村 隆委員、8番 小林 労晴委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声あり)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。

### ○議案第43号

議長

それでは、ただ今から、議案第43号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第43号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」  
次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の賃借権設定許可申請があつたので、その許可可否について審議するものとする。

【議案第43号 賃借権設定許可申請 4番について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。  
続いて担当地区委員の意見を求めます。  
4番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。

東高橋地区  
推進委員

はい、東高橋の荒井です。議案第43号、4番の賃借権設定許可申請について説明いたします。  
12日に事務局とともに現地確認に行ってまいりました。付属資料の2ページをご覧ください。設定人の■さんは農機具を保有していないため、以前から作付けを委託していましたが、今回■に貸すことになったものです。地番は■番、■番になりますが、面積が9,180平方メートル、賃料は全部で600キロになってることと、■さんの会社と近いので、特に問題ないかと思われますが、皆様方の慎重なるご審議よろしくお願ひいたします。

議長

以上で推進委員の意見を終わります。  
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
続いて採決に入ります。  
議案第43号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

委員

(全員起立)

議長

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり許可することで決定しました。

### ○議案第44号

議長

続きまして、議案第44号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第44号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」  
次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の区分地上権設定許可申請があつたので、その許可可否について審議するものとする。

【議案第44号 区分地上権設定許可申請 3番について説明】

議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員の意見を求めます。 3番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第44号 3番の区分地上権設定許可申請についてご説明申し上げます。 付属資料の3ページ、4ページをご覧ください。設置場所は、議案第43号4番で申請があつた■番地になり、被設定人は■に本社がある■さんになります。申請場所の近くには30メートル南側に民家があるだけで特に問題はないと思われます。■さんは昨年9月にも営農型での申請をしています。今回の契約内容は、賃借権の賃料が■さんから約300キロと、地上権で■さんから4万円となっていまして、非常に高い契約になっていますが、特に問題はないと思われます。皆様方の慎重なるご審議、よろしくお願ひいたします。
議長	以上で担当地区推進委員の意見を終わります。 続いて質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第44号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第44号は許可することで決定しました。
○議案第45号	
議長	続きまして、議案第45号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第45号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があつたので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第45号 所有权移転許可申請 18番、19番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区推進委員の意見を求めます。 18番、19番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第45号 18番、19番の所有権移転許可申請についてご説明申し上げます。 付属資料の5ページから8ページをご覧ください。譲渡人の■さんは以前、花を中心とした農家でしたが高齢になったため作付けを断念することになった模様です。また、19番の■さんは■さんの長男で、現在会社員として働いていまして、今後、農家はやらないということで処分を検討し、■に相談したところ合意に至った模様です。 現地を確認しますと、少し荒れていますが整地をし、有機栽培で稲作を中心に作付けしていくということです。また会社が■で遠距離のため、■の農機具を利用することも検討している模様です。また地番■は、以前営農型発電計画の相談があつた場所に該当しますので、今後は営農型発電の申請があると思います。 今回、後継者がいないということなので致し方ないと思われますが、皆様方の慎重なるご審議よろしくお願ひいたします。
議長	以上で担当地区推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
4番委員	はい。
議長	4番、黒崎委員。

4番委員	4番、黒崎です。この譲受人、住所は■となっています。ですが通作距離5.4キロ、ちょっとありえないですよ、■から5.4キロで通作できるというのは。この辺の説明をお願いします。
議長	はい、事務局お願いします。
事務局	はい、事務局からご説明させていただきます。約5.4キロメートルと記載しましたが、■として■に拠点を置いているということで、■が本社ですが拠点は■にあり、そこから通作するためこちらの距離で申請を受けております。
議長	黒崎委員、いかがですか。
4番委員	私の認識不足かもしれないのですが、教えていただきたいことがあります。農地の適格法人、これの登録に関してはどこでも大丈夫なんですね。芳賀町が認めてるということではなくて、例えば■ということは■で認められた適格法人が、芳賀町の土地を所有するということでおろしいですか。
議長	事務局お願いします。
事務局	ご質問の適格法人がどのように認められるかというお話になると、農地法で適格法人の要件というのが定められておりまして、議決権要件ですとか役員要件、そういったものを満たしたところが農地を所有できると認められる法人となりますので、■に拠点があれば■が認めるということではなくて、その申請ごとに、その時点での要件を確認してその申請を受け付けるような形になります。
議長	黒崎委員。
4番委員	ということは芳賀町に適格法人からの申請が来ました。芳賀町で受け付けました。芳賀町の農地ですから。それで要件を満たしているということになれば、総会に議案議題としてもちろん出るんですけど、そういう考え方でいいですね。要件を満たしていれば、拠点がどこにあろうが、許可が出るということですね。
事務局	はい、黒崎委員のおっしゃる通りでございまして、拠点がどこにあろうとも適格法人としての要件を満たしているか、そして実際にその土地の耕作が可能な機械や、人員が配置されているかというところを判断した上で許可を出すような形になります。
議長	よろしいですか。
4番委員	はい、ありがとうございます。
3番委員	はい。
議長	酒井委員、どうぞ。
3番委員	3番、酒井です。■の拠点が■にあり、耕作が可能な機械を持っている、ということで理解してよろしいですか。■がやるということではなく、別会社が機械を持っていてやるということの理解でいいですか。
事務局	はい、事務局から回答いたします。その機械についてですが、■という会社としては、機械は所有していないです。
3番委員	9台というのは。

事務局	9台というのは全て借りる、という申請になっております。リースという欄があるんですけども、実際は■の保有している機械を使うという申請になっております。
3番委員	そうすると従業員は、この4人も本当にいるのか。
事務局	従業員として名簿をお預かりしていますが、こちらに記載されてる内容は、副社長として■さん、あとは■に配置しているという■さんという社員の方が名簿に上がっております。もう1人事務の方の名前があり、4人という形になっております。その点に関しては事務局の方からも■にどのような社員配置になっているのかということは確認を取ったところ、■の社員に対して、兼務の命令を出していると、■の所有する農地については、■として、耕作するという説明でござります。
	農地法の考え方も確認は取っていますが、そもそもが農地を所有する会社が自前で社員を持って耕作をするということが大前提として法律が規定されているために、逆にそういったことを不許可にするというような記載がないので、この考え方をどのように農業委員会として判断するか、ということになります。
3番委員	もう一度聞きます。やろうとしてる人が機械を持たなくていいってこと。今の言い方は。
事務局	機械の所有が前提ではなくて、リースで借りて用意ができるということであれば、申請はできるということです。
議長	よろしいですか。
3番委員	わかりました。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようなので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第45号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第45号は許可することで決定しました。
○議案第46号	
議長	続きまして、議案第46号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第46号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」 次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があつたので、その意見決定について審議するものとする。
	【議案第46号 転用許可申請 8番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区推進委員の意見を求めます。 8番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第46号、8番の農地の転用許可申請についてご説明申し上げます。付属資料9ページから24ページをご覧ください。 申請地は東側が五行川、西側は道路になっていて北側が農地です。南側30メートルには民家がありますが少し離れています。また、工事計画を確認すると、周囲6メートルは距離を開けることになってることと、営農型ということで高さが3メートル、角度20度になっています。また、土地利用計画を確認しますと、許可を受けた日から10年で、再許可を受けながら30年間稼働する計画となっています。心配される廃棄も積立金で対応していくことになってますので、特に問題ないかと思われますが、皆様方の慎重なるご審議よろしくお願ひいたします。

議長	以上で担当地区推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第46号について、許可相当と意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第46号は許可相当と意見を付すことで決定しました。
○議案第47号	
議長	続きまして、議案第47号「農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第47号「農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について」 次のとおり農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請があったので、その意見決定について審議するものとする。
	【議案第47号 事業計画変更申請 1～5番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 1番から5番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋・打越新田地区 推進委員	はい、西高橋・打越新田地区担当の阿久津です。議案第47号について説明します。付属資料25ページから34ページをご覧ください。 いずれも■による営農型太陽光発電設備設置の申請があった場所であります。1番は工事の遅れによって当初予定だった令和6年5月が令和7年6月となり、その間作付けができなかつたものです。残る2番から5番につきましても、やはり工事の遅れによって水稻の作付けができず今年度、大豆の作付けに変更した、ということです。 いずれも工事の遅れ、それに伴い作付けの変更があったということで致し方ないと思いますが、慎重なご審議をどうぞよろしくお願ひします。以上です。
議長	こちらの地区的担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 阿久津推進委員の言われた通りであり、以前に許可を出しておらず、事業計画の変更ですので致し方ないと思われます。皆様の慎重なる審議をお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
3番委員	はい。
議長	3番、酒井委員。
3番委員	3番、酒井です。特別ここに限ったことではないですけれど、作付けの変更をするときは変更の書類を提出するだけで、あと確認とかはないのかな。というのは、前もそうだったけど計画書に表記してあっても違ったものがあったり、最近見られるのは畑でもうちの近くで一時、芋が作られていたんですけど、畑で草ぼうぼうなんですよ。その畑の作物の確認はないですか、太陽光の下で。これに限らずですけれども。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、事務局から回答させていただきます。申請通りの作物が植えられているかの確認という意味合いでよろしいでしょうか。

3番委員	はい。
事務局	はい。これにつきましては今後、事務局と、地元の農業委員さんにご協力いただきながら、適切に営農をされているかということの確認を行ってまいりたいと思っております。
3番委員	太陽光の下で何を作ったか、畑作は提出しないのだったか。確認作業はしないのか。
事務局	何を作付けしたかと、収量がどれだけだったかというのは、毎年報告をもらうことになっています。毎年2月末日までに前年の作物と収量を報告いただいているところです。
3番委員	たまたまですけど家の隣、草がぼうぼうで何か芋が植えてあったかなみたいな話しかなかったので、今は一生懸命草を刈ってるんですけど、そんな状況なので、もうちょっと何か厳しさがあってもいいのかなと思ったんですが。
事務局	はい。ご指摘の通り適切な営農がされていない場合については、まずは農業委員会からの指導を行わなければなりませんし、営農状況が改善されないような最悪の場合には、許可を取り消すという事例も他県では発生しています。
議長	よろしいですか。
3番委員	はい。
議長	他に質疑はございませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第47号について、承認との意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第47号は、許可することで可決しました。
○議案第48号	
議長	続きまして、議案第48号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第48号「非農地証明願に対する証明の可否について」 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。
	【議案第48号 非農地証明願 9番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区推進委員の意見を求めます。 9番について、与能地区 直井 純一推進委員お願いします。
与能地区 推進委員	はい、議案第48号、9番についてご説明します。ただ今事務局の朗読がございましたが、非農地となった時期・利用状況ということで、倉庫が72年以上、住宅が29年以上経過しております。先般ですね、4人で現地確認をしてまいりましたが、致し方ない状況かなというふうに思われました。しかしながら皆様のご審議をいただきまして、しっかりとご確認、認可をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
議長	以上で担当地区推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第48号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第49号	
議長	続きまして、議案第49号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番 酒井 和夫委員が退席となります。
	(酒井委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第49号 「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。  9ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和7年12月22日、利用権設定等の面積419,008平方メートル、令和7年中の累計1,298,251.89平方メートル。詳細は、10ページから19ページ記載の合計59件となります。お目通しをお願いします。  こちらの議案につきましても事務局から説明をさせていただきます。まず10ページに記載の123番、124番についてですが、利用権を設定する者の欄を薄いグレーで着色をさせていただいております。こちらにつきましては県公社と前耕作者との間の契約を解約いたしまして、県公社とその次の新しい耕作者との間で契約を行う、といった契約になっております。所有者と県公社間の契約は変わらず、耕作者のみが変更となる契約になります。こちらと同様の契約内容のものが12ページの133番、134番、こちらもグレーにしております。また、最後に17ページの163番、こちらにつきましても耕作者のみ変更の契約となっております。  また、耕作者についてもご説明させていただきます。123番、124番につきまして、■さんは今度梨で新規就農される方になります。今後認定新規就農者の申請もされる予定となっております。また137番から最後の179番まで、12ページの1番下から議案が続いているんすけれども、こちらの耕作者は■となっております。■につきましては■地区の農地の効率利用と、遊休化の防止のために、新たに法人化されたという法人になります。代表理事は■さんとなっており、地元の7人の農家さんが集まって法人を立ち上げたということです。以上です。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 それではただいまから3分間、お目通しをお願いします。
	(審査中)
議長	それでは審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
4番委員	はい。
議長	4番、黒崎委員。

4番委員	4番、黒崎です。先ほど説明がありました123番、124番、新規の就農の方ということですが、現住所が■になってますけれども、ここから通うという事ではないですね。
事務局	はい、事務局から回答させていただきます。■さんにつきましては、当初は通いでやられるということでお話を伺っております。
事務局長	今、現時点でも農大と団地の方で現地研修をやられています。
4番委員	農大の学生なの。
事務局長	はい。就農地で研修しています。最終的には宅地もこちらで見つけるんですけども、これは新規就農ということで、町だけじゃなくて振興事務所に入ってる事業もやっている方なので、行政が支援しますということで新規で入っていただいている方なので。
4番委員	芳賀町で始めてよかったなと思ってもらえるように、手を差し伸べてあげてください。もう1つ。
議長	4番、どうぞ。
4番委員	128番、132番、168番、水田なんですが、使用貸借権となっています。令和6年平均賃借料として、水田、田んぼは金納で13,000円、物納で66キロあるんですが、水田の利用なのに使用貸借というのはどういう取り決めなんでしょうか。説明をお願いします。要は種類として、賃借権となっているのが大体水準なんですよ。だけど水田として利用となっているのに、使用貸借権となっていますよね。これは平均的なものですか。
事務局	はい、事務局からお答えします。168番につきましては、耕作がしづらいような田んぼだということで、これは無償で借りることに合意したということでお話を伺っております。
農業公社	農業公社の水沼です。128番につきましては、所有者の■さんの意向で使用貸借ということで伺っております。以上です。
4番委員	132番もあります。
事務局	はい。132番につきましては、土地改良の北部第2の従前地番となっておりまして、この地番が含まれていて今、1枚田区になっているところが、複数の所有者が集まった土地が1枚の田んぼに集約されたようなところになるので、所有者である方が、もともと持っている土地というのが552平方メートルですけれども、その他の所有者の土地も含めて1枚の田区になっているような状況です。 その所有者の方の分も、自分1人が賃借料をいただくわけにはいかないのではないかという話がありまして、ここは使用貸借として契約するということで話を伺っています。
4番委員	他の方がいらっしゃる、他の方のところは水田じゃないんですか。
事務局	はい、水田です。
4番委員	他の方のところは賃借権は発生していない田んぼなんですね。
事務局	未相続ですか、そういった問題で正式な契約が結べない土地が集まって1枚になっている田んぼです。
4番委員	換地もできないような場所なんですか。
事務局	換地はします。
事務局	従前地番とその面積でしか契約できず、仮地番では正式な契約ができないので、このような形になっています。
4番委員	はい、わかりました。

	議長	他に質疑はありませんか。
	委員	(質疑なし)
	議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第49号について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
	委員	(全員起立)
	議長	起立全員であります。よって、議案第49号は原案に対し意見なしと決定しました。 酒井 和夫委員の入場をお願いいたします。
○報告第11号		(酒井委員 着席)
	議長	続きまして、報告第11号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
	事務局	報告第11号「農地法第18条の解約通知について」 次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、20ページから26ページまでに記載の合計26件となります。お目通しをお願いします。以上です。
	議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和7年第11回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後3時00分)